

## 平成30年度 小規模多機能型居宅介護事業所やしろ 事業計画

事業所名	小規模多機能型居宅介護事業所やしろ		
施設長名	児玉 和也		
実施事業	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護		
開設年月日	平成22年5月1日		
所在地	鳥取県倉吉市西福守町658		
正規職員数	2名		
臨時職員数	9名		
パート職員数	5名		
登録定員	29名	目標登録利用者数23.2名/月	利用率80%
職員配置	施設長1名・介護支援専門員1名・看護師1名介護員10名 介護員兼調理員2名 事務員1名 計16名		

### 1 基本方針

要介護者又は要支援者（以下、「ご利用者様」という）が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民の皆様との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、ご利用者様の日々の暮らしの支援を行い、またご利用者様の孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご利用者様のご家族様の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

### 2 運営

運営に当たり、全職員が以下の目標をもって事業活動を行う。

- (1) 当初の利用者数・定員充足率の目標を達成し安定経営を計るため、日常の営業活動及び地域との交流を実施する。
- (2) 地域とのつながりを大切にし、ご利用者様と地域を結ぶ支援に努めます。
- (3) ご利用者様の視点で行動し、笑顔とまごころでふれあいます。
- (4) より良いケアを提供できるよう介護知識・技術を高めあい、スキルアップを目指します。
- (5) ご利用者様への支援

通いサービス・訪問サービス・宿泊サービス・相談助言等を柔軟性を持って提供します。

#### 1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を提供します。

##### ①日常生活の援助

ご利用者様個人の有する能力・可能性を尊重し、一人ひとりの個別性を尊重し自

立支援を目指したサービス提供を行います。

ア. 移動 歩行の見守り・適切な歩行器具の紹介・車椅子操作の指導及び介助

イ. 排泄 トイレ動作の訓練・見守り・介助・声かけ誘導・オムツ交換

ウ. 通院の介助等その他必要な介助

## ②健康管理

ご利用者様の健康状態を観察・把握した健康管理及び健康指導に努め、異常の早期発見・早期対応に努めます。緊急時はご家族及び主治医との連携により迅速かつ最善の対応に努めます。また、感染症予防のための適切な対応及び対策の徹底を図ります。

ア. 血圧測定 イ. 体重測定 ウ. 状態観察 エ. 健康相談 オ. 感染症予防

## ③機能訓練

ご利用者様が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及びご利用者様の心身の活性化を図るための各種支援を提供します。また、外出の機会の確保その他ご利用者様の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行います。

ア. 日常生活動作に関する訓練

イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）

ウ. グループ活動 エ. 行事的活動 オ. 園芸活動

カ. 趣味活動（ドライブ・買物含む）キ. 地域における活動への参加

## ④食事サービス

ご利用者様個人の状態及び嗜好を把握し、食事内容・形態及び食事用具の検討を行います。また、栄養面・食事制限等に配慮しながらも、ご利用者様が食の喜びを感じられるような食事を提供します。

ア. 食事介助（食事状況の見守り）イ. 嚥下状態及び食事摂取量の観察

ウ. 嚥下体操による嚥下訓練

## ⑤口腔機能の向上

口腔機能の維持、回復を図ることを目的として口腔ケアを行います。

ア. 口腔衛生の指導および援助 イ. その他口腔機能の向上に関すること

## ⑥入浴サービス

ご利用者様個人の状態・希望に応じ、最適な入浴支援を提供します。必要に応じ在宅での入浴確保のための助言、訓練を行います。また、快適な入浴ができるよう環境整備に努めます。

ア. 入浴または清拭

イ. 入浴に係るその他の介助衣類着脱・身体の清拭・洗髪・洗身の介助

ウ. 入浴種類 一般浴・特浴

## ⑦送迎サービス

ご利用者様個人の心身状態及び地理的状况等を考慮した送迎車輛・送迎ルートを設定し、無理のない送迎サービスを実施します。また、安全第一を念頭においた走行・及び車輛の定期的な点検・整備を行いご利用者様の安全確保に細心の注意を払うとともに、車輛内外の清掃を徹底し、ご利用者様が快適に乗車できるよう

努めます。

ア. 乗車・下車時の介助 イ. 乗車中の状態観察 ウ. 迎え時の状態確認  
エ. 送り時の状態報告 オ. シートベルトの着用及び車椅子固定の確認

## (2) 訪問サービス

ご利用者様の自宅にお伺いし、日常生活上の支援や機能訓練を提供します。

ア. 移動 移乗介助 イ. 食事支援 ウ. 入浴支援 エ. 排泄支援  
エ. 通院時介助 オ. 外出時介助 カ. 安否確認 キ. 傾聴  
ク. その他の日常生活上必要な介助

## (3) 宿泊サービス

当事業所に宿泊していただき、食事、排泄等日常生活上の支援や機能訓練を行います。

当事業所では、そこに日中通うご利用者様が「宿泊」をご利用できるようになっています。慣れ親しんだ生活環境で安心して泊っていただくように努めます。また、ご家族様の急病等によりご自宅での介護ができない場合、緊急の宿泊も対応します。

## (4) 相談・助言等

ご利用者様及びそのご家族様の日常生活の介護等に関する相談及び助言、申請代行を行います。

ア. 日常生活に関する相談、助言  
イ. 認知症高齢者を抱えるご家族様への相談・助言  
ウ. 福祉用具の利用方法の相談、助言  
エ. 住宅改修に関する情報提供  
オ. 医療系サービスのご利用についての相談、援助  
カ. 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き  
キ. 家族・地域との交流支援  
ク. その他必要な相談、助言

## 3 主な実施事業

### (1) 施設整備事業

① 洗面台給湯設置工事 432千円

### (2) 事業活動

#### ①花・菜園活動

事業所の花壇、畑を年間通じて活用し、四季折々の景色を形成するとともに、ご利用者様に収穫の喜びを感じていただく。

#### ②食生き活動

- ・毎月の誕生会には対象のご利用者様の希望を聞き、誕生会メニューを提供し、会話の中で様々な思いや記憶を引出しながら楽しみにしていただき、食欲を増進や生きる喜びに繋げていきます。
- ・日々の献立、行事食等、ご利用者様にも調理等に関わっていただき、機能維持や楽しみを提供します。
- ・五感で楽しむ食と地産地消を推進した食事を提供します。

- ・職員による検食を実施し、担当者やご利用者様の声を反映します。

### ③日中活動

- ・ご利用者様の機能を活かした音楽活動を行います。歌謡に重点をおいた日中活動を行い、ご利用者様のなじみの曲を歌ったり、流したりして居心地の良い空間作りや仲間づくりに繋がります。
- ・季節に合わせた創作活動により季節感を感じていただく等、認知症状への取り組みをしていきます。また、文化祭や各作品展に展示し、ご利用者様の社会参加を促します。
- ・個別支援を可能な限り取り入れ、ご利用者様の自己実現に向けた取り組みに努めます。

### ④生活機能向上活動

- ・リハビリテーションを実施している医療提供施設の専門職と連携し、助言を受けることのできる体制を構築し、自立支援・重度化防止に資する介護を推進します。

### ⑤地域行事参加活動

- ・近隣の地域の行事や催しへの積極的な参加や、事業所や法人で開催する行事や催しに地域の方をご案内する等、地域との密接な関係づくりに努めます。
- ・ご利用者様から馴染みの地域や行事、行ってみたい場所を聞き、地域との繋がりをづくりや認知症状への取り組みをしていきます。

### ⑥地域への貢献活動

- ・法人内の地域の清掃活動に参加します。(月1回)
- ・運営推進会議や西福守町の総会にて地域の課題を知り、事業所として共有し、介護関連のみでなく、地域・社会問題に積極的に関わります。
- ・福祉の里において開催される行事にご利用者様と参加し、地域住民との親睦交流とご利用者様への様々な良い効果に繋がります。

## 4 安全管理・衛生管理

- (1) 介護に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意します。
- (2) 研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図ります。感染症発生時等には対策会議を緊急に開催するよう努めます。
- (3) 法人内のリスクマネジメント会議へ参加し、ヒヤリハットによる気づきの発見を推進し、KY (K: 危険 Y: 予測) 活動の実践を通してリスクマネジメントの強化を図り事故防止に努めます。

## 5 防火・防災・救助体制

- (1) 介護サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員はご利用者様の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。
- (2) 非常災害に備え、年2回以上の消火避難訓練、年1回の震災訓練を実施します。

訓練にはご利用者様やご家族様、地域の方にも参加を促し、防災計画や設備等についての説明ができる機会とします。

また、消防署と連携して救命講習会を開催する等、職員全員が緊急時の対応ができるように努めます。

- (3) 備蓄品の量は、ライフラインの復旧めどとして3日分を基準として備蓄、管理します。

## 6 職員の資質の向上と研修

### (1) サービス評価

事業所サービス評価（自己評価と運営推進会議における外部評価）を実施し、サービスの質の確保・向上に努めるとともに、サービス評価の改善計画を定期的に検証します。（月1回）

### (2) 外部研修・発表会への参加

年間計画のもと、知識技能取得を始め、感性や価値観のレベルアップを目標として研修に参加します。

### (3) 法人内部研修への参加

①関係職員が法人内研修に参加し、定期的に内部研修を行います。

②職員全体で共有を図り、資質向上を目指した活動に繋げる。

### (4) 施設内のOJT・職場研修の実施

①実務経験の少ない職員については、介護技術・知識取得のための研修を行いレベルアップを図ります。

②定期的研修：年間計画をもとに随時行います。

③外部研修：年間計画をもとに積極的に参加する。また、毎月の職員会議にて伝達研修を都度開催し、専門性を高めレベルアップを図ります。（職員個々の希望も聞きスキルやモチベーションの向上と各資格取得に努めます。）

### (5) 職員の資格取得のための取組み

法人が定めた「国家資格等取得者に対する助成要領」による資格取得に対する助成制度を活用し、職員の資格取得意欲の増進とキャリアアップを促します。

### (6) 高齢者福祉部会事例研究発表

職員の専門性向上・介護知識技術の高め合いを目的とした法人の高齢者福祉部会事例研究発表に、当事業所の取り組みを発表し、スキルアップを図ります。

## 7 各種団体との連携と地域交流

近隣地域の民生・児童委員の方々や地域の方々に事業所見学の促進を図るとともに、地域サロンでの介護・認知症予防教室・健康や介護相談も含めた交流会を開催し地域貢献に努めます。

地域の行事への参加、各種ボランティア団体の受入れ、公民館、学校、保育園、他施設等との積極的な交流を図ります。

地域の方も対象とした研修会や講演会を開催する。また、地域で開催される研修会や講演会に参加します。

地域の定例会議やケース会議等の実施に、2階会議室を地域開放します。

(1) 広報誌の発行・配布

発行回数：4回／年

配布先：ご利用者様（ご家族様）、倉吉市、地元自治会、地域包括支援センター、居宅支援事業所、病院連携室、ボランティア団体

(2) 地域交流行事

- ・開設記念祭 5月
- ・福祉の里夏祭り 8月
- ・敬老会 9月
- ・福祉の里文化祭 10月
- ・地域合同芸能祭 12月

8 年間行事等

別紙のとおり